

平成 2 2 年度体育事業その他の公益の増進を
目的とする事業の補助に関する公示

(競輪及びオートレースの交付金による公益事業振興補助事業)

平成 2 2 年度における自転車競技法第 2 4 条第 6 号及び小型自動車競走法第 2 8 条第 6 号の規定に基づく、体育事業その他の公益の増進を目的とする事業の振興のための補助に関する事業は、財団法人 J K A (以下「本財団」という。) が定める「体育事業その他の公益の増進を目的とする事業の補助を行うための業務方法に関する規程」(以下「公益規程」という。) 及び「体育事業その他の公益の増進を目的とする事業に関する補助細則」によるほか、次の補助方針により実施するので、公示します。

平成 2 1 年 8 月 3 日

財団法人 J K A

会 長 下 重 暁 子

平成 22 年度公益事業振興補助事業の補助方針

(基本方針)

本財団は、従来から経済社会情勢の変化に応じ、毎年度補助方針の内容の見直しを行ってきたところであるが、平成 22 年度は、限られた財源を有効活用し、より一層効果的かつ効率的に事業を実施するため、補助対象事業の重点化を図りながら、競輪・オートレースの活性化にも配慮し、最大限の成果が得られるよう努めるものとする。特に自転車競技及びモーターサイクルスポーツ競技層拡大を積極的に進める趣旨を明確にし、加えて自転車を利用した健康増進を新たに重点項目とする。

また、外部委員から構成される公益事業振興補助事業審査・評価委員会により、補助事業の選定等について審議し、補助事業の透明性を確保する。

(補助対象事業の範囲と区分)

平成 22 年度における公益事業振興補助事業は、

1. 体育、医療・公衆衛生、文教・環境等公益の増進（以下「公益の増進」という。）
2. 社会福祉の増進
3. 非常災害の援護等
4. 地域振興

に関する事業の分野において実施するものとする。

「1. 公益の増進」及び「2. 社会福祉の増進」の分野の補助対象事業は、重点事業及び一般事業に掲げる事業とする。このうち重点事業は、特に積極的に支援する必要がある事業として、積極的に採択することとし、また、一般事業に比し有利な補助率を適用することとする。

(国等の事業との役割分担の明確化等)

競輪・オートレースの補助事業は、競輪・オートレースの売上金の一部を広く社会に還元することを目的とするものである。かかる観点から、本補助事業では、本財団

が、全国的な視野に立って、競輪・オートレースの売上金の一部を財源とすることを明示しつつ、国等の事業を質的・量的に補完することを目的として、その支援が及びにくい分野・事業を中心に機動的かつきめ細かい支援を行ってきた。限られた財源を有効活用し、従来にも増して効果的かつ効率的な補助事業の実施に努める必要があること等から、平成22年度の補助要望案件については、上記のような国等の事業を質的・量的に補完するという本補助事業の位置付けを更に徹底して、国等の事業との役割分担を明確にしつつ、補助事業そのものが、公益性を重視して効率的・効果的に実施されるか否か、広く社会貢献を周知するか否かを厳正に審査するものとする。さらに、過去に補助事業を実施した法人にあっては、その評価を踏まえて審査を行うものとする。なお、補助対象事業の公益性については、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）（以下「公益法人認定法」という。）第2条第4号に準じて審査を行うものとする。

また、補助事業、ひいては、競輪・オートレースに対する国民の更なる理解を得ていくため、補助事業の成果の広報やそれを通じた競輪・オートレースのイメージの向上に積極的に努めるとともに、引き続き情報公開の充実を図ることとする。

本補助事業では、国又は地方公共団体が行う事業は、補助の対象とせず、また、次のいずれかに該当する事業は、原則として補助の対象としない。

- (1) 補助対象主体を通じて補助金又はこれに基づく財産権が国又は地方公共団体（その機関を含む。）に帰属する事業
- (2) 国又は地方公共団体の所有する施設若しくはこれに準ずる施設の運営又は維持のための事業若しくはその補充的な内容の事業
- (3) ア 地方公共団体が設置した社会福祉施設の受託経営を主たる事業目的とする社会福祉事業団が行う事業（当該事業団が自ら設置する利用施設に係る事業を除く。）
イ 地方公共団体が広域行政の見地から設立した社会福祉法人が行う事業
- (4) 国又は他の公営競技関係団体等の補助等を受ける事業

他の公営競技関係団体等の補助等とは、郵便事業株式会社の行うお年玉つき郵便はがきの寄附又は（財）日本船舶振興会、（財）中央競馬馬主社会福祉財団、独立行政法人日本スポーツ振興センター若しくはこれらに類似する助成団体の補助等をいう。

1 . 公益の増進

(1) 補助対象事業

重点事業

1) 体育

ア 自転車競技又はモーターサイクルスポーツ競技施設（2年以内に国民体育大会等全国的規模の大会に使用する場合に限る）の整備事業

イ 自転車競技及びモーターサイクルスポーツ競技の啓発普及事業

2) 文教・環境

ア 環境にやさしい自転車社会作り又は自転車を利用した健康増進のための調査研究及び普及啓発事業

イ 親と子の世代間交流事業

ウ 地域の文化・あそび等の体験学習による子どもの健全育成事業

エ 引きこもりに関する相談又は相談員の育成、研修事業

オ 犯罪等被害に関する相談又は相談員の育成、研修事業

カ 犯罪被害者等の一時保護施設の整備事業

キ 更生保護に係る事業及び更生保護施設の整備事業

ク 児童の事故防止及び犯罪被害の防止に関する調査研究又は啓発普及事業
一般事業

1) 体育

ア 青少年、高齢者又は障害者を対象としたスポーツの振興のための事業

イ スポーツ大会（全国的な規模の大会に限る。）の開催事業

2) 医療・公衆衛生

ア 難病の基礎的研究に係る機器の整備事業

イ 検診車及び母子保健指導車の整備事業

3) 文教・環境

ア 文化の振興のための事業

イ 青少年の健全育成に係る事業

ウ 動物の愛護と適正な飼養に関する啓発普及事業

エ 自然環境の保護に関する調査研究又は啓発普及事業

オ 自転車の安全かつ適正な利用の推進又は自転車駐車場の整備事業

カ 交通安全対策又はこれに関する啓発普及事業

4) 1)から3)以外の事業で、公益の増進に特に資すると本財団が認める事業

(2) 補助対象主体

原則として、補助事業を行うに必要な経理的基礎及び技術的能力を有し、情報の開示について、公益法人認定法第21条に準じた情報の開示を行っている、次の法人を対象とする。

1) 社団法人

2) 財団法人

3) 社会福祉法人

4) 更生保護法人

5) 特定非営利活動法人（以下「NPO法人」という。）

なお、上記の法人であっても、営利目的・特定企業等の利益を図る事業についての申請である場合は、対象としない。

補助対象事業が(1)の 2)のア「難病の基礎的研究に係る機器の整備事業」の場合は、平成20年度又は21年度のいずれかに補助を受けた法人は、原則として対象としない。

補助対象事業が(1)の 2)のイ「検診車及び母子保健指導車の整備事業」のうち「検診車の整備事業」の場合は、平成21年度に補助を受けた法人は、対象としない。

ただし、全国的な組織を持ち、その支部に検診車を整備する法人において平成21年度に整備した支部と異なる支部に整備する場合は、この限りではない。

補助金交付要望時に法人格の取得について申請中であることが証せられる場合は、(1)の 2)のイ「検診車及び母子保健指導車の整備事業」の場合を除き、法人格を有するものとみなす。

建築整備事業に関して、過去に補助金を受けた事業者にあつては、その第二次事後評価の結果が優良であるものに限る。

(3) 補助対象経費

建物、機器等に係る経費（以下「物件費」という。）については、その整備

に直接必要であると認められる経費とする。

物件費以外の事業に係る経費（以下「事業費」という。）については、その団体の運営に要する人件費等の経常経費を除く経費とする。

既存建物の買取りに係る経費は、認めない。

付帯設備のみの経費は、認めない。

土地の取得、造成、外構工事及び造園に係る経費は、認めない。

(4) 補助率

当該事業に必要であると認められる額のうち

重点事業については 2 / 3 以内

一般事業については 1 / 2 以内

とする。

ただし、沖縄県内において実施される事業については、4 / 5 以内とする。

(1)の の 2)のイ「検診車及び母子保健指導車の整備事業」でハイブリッドカー（沖縄県内において実施される事業を除く。）については、2 / 3 以内とする。

なお、全国団体等における事業のうち、公益の増進への貢献が特に大きいと、本財団が認める事業については、この限りでない。

(5) 補助の基準

別に定める基準による。

2 . 社会福祉の増進

(1) 補助対象事業

重点事業

1) 児童

ア 児童虐待防止に資する施設の整備事業

（別表 1 の (1) に掲げる施設を対象とする。）

施設の整備事業は、新築、増築、改築又は増改築とし、施設の機能維持のための補修・修繕・設備の更新等は除く。（以下同じ。）

イ 児童虐待の早期発見、早期対応に関する調査研究又は啓発普及事業

ウ 地域住民が主体となって行う子育てサポート事業

2) 高齢者

ア 高齢者の健やかな地域生活のための施設の啓発普及事業

(別表2の(2)に掲げる施設を対象とする。)

イ 高齢者虐待の早期発見、早期対応及び高齢者の権利擁護に関する調査研究

又は啓発普及事業

3) 障害者

ア 障害者の地域活動のための施設の整備事業

(別表1の(2)に掲げる施設を対象とする。)

イ 身体障害者補助犬の普及のための施設の整備事業

(別表1の(3)に掲げる施設を対象とする。)

ウ 身体障害者補助犬の普及のための調査研究又は啓発普及事業

エ 発達障害に関する啓発・普及、相談又は相談員の育成及び調査研究事業

4) その他

ア 自殺の予防に関する調査研究又は啓発普及事業

一般事業

1) 児童

ア 児童福祉施設の整備事業

(別表2の(1)に掲げる施設を対象とする。)

イ 児童福祉の増進に係る調査研究、研修又は相談等の事業

2) 高齢者

ア 高齢者の健やかな地域生活のための施設の整備事業

(別表2の(2)に掲げる施設を対象とする。)

イ 高齢者福祉の増進に係る調査研究、研修又は相談等の事業

ウ 高齢者が自ら行う社会貢献に係る事業

3) 障害者

ア 障害者のための施設の整備事業

(別表2の(3)に掲げる施設を対象とする。)

イ 障害者福祉の増進に係る調査研究、研修又は相談等の事業

4) その他

ア 施設の整備事業

(別表2の(4)、(5)に掲げる施設を対象とする。)

イ 社会福祉の増進に係る調査研究、研修又は相談等の事業

ウ 福祉車両整備事業

(別表2の(6)に掲げる車両を対象とする。)

エ 機器の整備事業

別表1及び別表2に掲げる施設の補助基準に定める機器並びに障害者自立支援法上の障害サービスを提供する施設で使用するリハビリ機器、授産機器又は医療機器を対象とする。

「ウ 福祉車両整備事業」及び「エ 機器の整備事業」(以下併せて「福祉車両等整備事業」という。)については、各都道府県の区域内の事業について、2,000万円(消費税相当額を含む。)の補助金の範囲内で、当該都道府県の共同募金会の推薦等を経た事業を対象とするものとする。

(2) 補助対象主体

原則として、補助事業を行うに必要な経理的基礎及び技術的能力を有し、情報の開示について、公益法人認定法第21条に準じた情報の開示を行っている、次の法人を対象とする。

- 1) 社団法人
- 2) 財団法人
- 3) 社会福祉法人
- 4) NPO法人

なお、上記の法人であっても、営利目的・特定企業等の利益を図る事業についての申請である場合は、対象としない。

補助対象事業が(1)のウ「福祉車両整備事業」の場合は、次のとおりとする。

- 1) 別表2の(6)に掲げる福祉車両のうち、「移送車」又は「移送車」の整備については、現に法定の社会福祉施設を有し、当該施設で入所者、施設利用者の無償の輸送のために「移送車」を使用する法人に限るものとする。また、同表に掲げる「移送車」の整備については、別表1の(2)の「障害者の地域活動のための施設」、別表2の(3)の「障害者のための施設」又は、別表1の(3)の「身体障害者補助犬の普及のための施設」に掲げ

る施設、若しくは障害者自立支援法上の障害サービスを提供する施設を現に有し、当該施設で入所者、施設利用者の無償の輸送のために「移送車」を使用する法人に限るものとする。

2) 平成21年度に「福祉車両整備事業」の補助を受けた法人は、対象としない。

補助金交付要望時に法人格の取得について申請中であることが証せられる場合は、(1)の 4)のウ「福祉車両整備事業」の場合を除き、法人格を有するものとみなす。

建築整備事業に関して、過去に補助金を受けた事業者にあつては、その第二次事後評価の結果が優良であるものに限る。

(3) 補助対象経費

物件費については、その整備に直接必要であると認められる経費とする。

事業費については、その団体の運営に要する人件費等の経常経費を除く経費とする。

「障害者ケアホーム」、「障害者グループホーム」又は「児童自立援助ホーム」を整備する場合を除き、既存建物の買取りに係る経費は認めない。

土地の取得、造成、外構工事及び造園に係る経費は、認めない。

(1)の 1)のア「児童福祉施設」のうち「児童自立援助ホーム」の施設の整備事業、(1)の 2)のア「高齢者の健やかな地域生活のための施設の整備事業」の「高齢者生活共同運営住宅」の施設の整備事業、(1)の 3)のア「障害者のための施設の整備事業」のうち「障害者ケアホーム」及び「障害者グループホーム」の施設の整備事業については、既存建物（全部又は一部）を借受け、それぞれの施設の整備を行う場合に、その整備に必要な経費も対象とする。

(1)の 1)のウ「地域住民が主体となって行う子育てサポート事業」については、事業実施のため既存建物（全部又は一部）を借受けて使用する場合、又は、法人所有の建物の全部又は一部を使用する場合に、その整備に必要な経費も対象とする。

(4) 補助率

当該事業に必要であると認められる額のうち

重点事業については4 / 5以内

一般事業については3 / 4以内

とする。

ただし、沖縄県内において実施される事業については、5 / 6 以内とする。

(1)の の 2)のア「高齢者の健やかな地域生活のための施設の啓発普及事業」については4 / 5 以内とする。

(1)の の 2)のア「高齢者の健やかな地域生活のための施設の整備事業」については1 / 2 以内とする。

「福祉車両整備事業」でハイブリッドカー（沖縄県内において実施される事業を除く。）については、4 / 5 以内とする。

(5) 補助の基準

別に定める基準による。

3 . 非常災害の援護等

(1) 補助対象事業

災害救助事業

非常災害に係る救援物資の購入、管理、輸送、給与又は貸与に関する事業

臨時福祉施設整備・運営事業

原則として災害救助法が適用された地域の住民の福祉を図るために臨時の福祉活動に利用される臨時福祉施設の整備・運営

臨時福祉活動事業

原則として災害救助法が適用された地域の住民の福祉を図るための臨時の福祉活動

緊急医療に関する調査研究事業

緊急を要する医療又は公衆衛生に係る調査研究とする。

(2) 補助対象主体

(1)の「災害救助事業」については、特別の法律に基づいて設立された法人であって、災害救助のために救援物資の購入、管理、輸送、給与又は貸与を行う者とする。

(1)の「臨時福祉施設整備・運営事業」及び「臨時福祉活動事業」については、原則として都道府県の区域を単位とする社会福祉法人であって、(福)全国社会福祉協議会が推薦する者とする。

なお、「臨時福祉活動事業」にあっては、上記の者のほか、特別の法律に基づいて設立された非常災害時の救護を行うことを目的とする法人とする。また、(福)全国社会福祉協議会又は都道府県共同募金会が推薦するNPO法人とする。

(1)の「緊急医療に関する調査研究事業」については、社団法人、財団法人又はNPO法人とする。

(3) 補助対象経費

(1)の「災害救助事業」については、救援物資の購入、管理、輸送、給与又は貸与に直接必要であると認められる経費とする。

(1)の「臨時福祉施設整備・運営事業」及び「臨時福祉活動事業」については、臨時福祉施設の整備・運営又は臨時福祉活動事業に必要であると認め

られる経費とする。

(1)の「緊急医療に関する調査研究事業」については、その団体等の運営に要する人件費等の経常経費を除く経費とする。

(4) 補助率

当該事業に必要であると認められる額の全額とする。

(5) 補助の基準

別に定める基準による。

4 . 地域振興

(1) 補助対象事業

まちづくり、まち興し等を目的とする公共性の極めて高いシンポジウム等のイベント又はスポーツ大会等の市民参加型の事業とする。

ただし、平成22年度補助事業に要望し、不採択とされた事業又は毎年恒例的に実施されている事業は、原則として除くものとする。

(2) 補助対象主体

原則として、補助事業を行うに必要な経理的基礎及び技術的能力を有し、情報の開示について、公益法人認定法第21条に準じた情報の開示を行っている、次の法人を対象とする。

社団法人

財団法人

社会福祉法人

NPO法人

なお、上記の法人であっても、営利目的・特定企業等の利益を図る事業についての申請である場合は、対象としない。

(3) 補助対象経費

その団体の運営に要する人件費等の経常経費を除く経費とする。

(4) 補助率

原則として当該事業に必要であると認められる額の1/2以内とする。

ただし、社会福祉の増進に係る事業については、3/4以内、沖縄県において実施される事業については、4/5以内とする。

(5) 補助の基準

別に定める基準による。

5 . 補助事業に関する留意事項

(1) 補助事業を活用した助成金交付の在り方

補助事業者における助成金の交付については、原則として年1回募集が行われる本財団の補助事業による支援では時機を逸してしまう場合、長年にわたる専門的な知見、ノウハウ等が蓄積されており、本財団が直接支援するよりも一層効果的な実施が見込まれる場合など、補助事業者を経由した方が補助事業全体を合理的かつ効率的に実施しうるということが明らかな場合に限り、これを採用するものとする。

なお、かかる形態の事業において、補助事業者は、助成金交付事業の完了後速やかに助成金交付事業の実施内容及び成果につき、本財団に対し報告を行うものとする。

(2) 委託事業を実施する際の注意事項

補助事業者は、その補助事業の一部を他に委託して実施する場合、補助事業者は委託先に対し、証拠書類の確認、必要書類の保管を確実に行うよう求める等、「補助事業実施に関する事務手続要領」に沿って当該委託事業を実施していくものとする。

(3) 補助事業である旨の表示

補助事業者は、補助事業を実施する場合に、「公益規程」第34条の規定に基づき、公益事業補助金による事業である旨を表示するものとする。

(4) 補助事業の実施内容及び成果の公表

補助事業者は、補助事業の完了後速やかに実施内容、成果等について、自らのホームページ、機関紙、広報誌等を通じ、十分なPRに努めるとともに、本財団が行う情報公開の取組みに積極的に協力するものとする。

(5) 補助事業の評価

補助金の交付を受けようとする法人は、本財団が定める方法により、実施しようとする事業の事前評価及び事業完了後の事後評価を行い、その結果を提出するものとする。

なお、事業完了後一定期間経過後の追加評価が適当であると認められる事業については第2次事後評価を行い、その結果を提出するものとする。

本財団は、それらも踏まえて、補助事業の評価を実施し、補助内容の見直しに

反映する。

6 . 補助事業実施期間

補助事業は、平成 2 2 年 4 月 1 日（木）以降に事業を開始し、平成 2 3 年 3 月 3 1 日（木）までに完了するものとする。

7 . 補助金交付要望書の提出及び決定方法

(1) 「 1 . 公益の増進」、「 2 . 社会福祉の増進」に係る要望

補助金交付要望書提出先

本財団 公益振興チーム又は福祉振興チーム。

ただし、「 2 . 社会福祉の増進」に係る要望のうち、「福祉車両等整備事業」については、当該都道府県の共同募金会を経由して、本財団へ提出するものとする。

補助金交付要望書受付期間

平成 2 1 年 8 月 1 0 日（月）から平成 2 1 年 9 月 3 0 日（水）午後 5 時まで。（「 2 . 社会福祉の増進」に係る要望のうち、「福祉車両等整備事業」については、当該都道府県共同募金会の受付期間）

郵送の場合は期間内必着。

補助金交付要望書提出にあたっての事前相談

補助金交付要望書の提出に際しては、9 月 1 1 日（金）までに本財団の補助事業担当者と事前に相談し、『公益事業振興補助事業の「補助金交付要望書」作成要領』に従い書式を整えるよう努めること。

ただし、「 2 . 社会福祉の増進」に係る要望のうち、「福祉車両等整備事業」については、当該都道府県の共同募金会に事前に相談に努めた上で、当該共同募金会を経由して、本財団に補助金交付要望書を提出すること。

(2) 「 3 . 非常災害の援護等」に係る要望

補助金交付要望書提出先

1) (1)の 「災害救助事業」に係る要望

本財団 公益振興チーム。

2) (1)の 「臨時福祉施設整備・運営事業」及び 「臨時福祉活動事業」に係

る要望

(福) 全国社会福祉協議会を經由して本財団。

ただし、特別の法律に基づいて設立され、非常災害時の救護を行うことを目的とする法人については、この限りでない。

3) (1)の 「緊急医療に関する調査研究事業」に係る要望

本財団 公益振興チーム。

補助金交付要望書受付期間

平成22年4月1日(木)から平成23年3月31日(木)まで。郵送の場合は期間内必着。

ただし、「3. 非常災害の援護等」の(1)の 「臨時福祉施設整備・運営事業」及び 「臨時福祉活動事業」に係る要望については、災害発生後6か月以内とする。

(3) 「4. 地域振興」に係る要望

補助金交付要望書提出先

本財団 公益振興チーム又は福祉振興チーム。

補助金交付要望書受付期間

原則として事業実施の初日の2か月前まで。

(4) 補助金交付要望書提出

手続の詳細については、本財団に照会すること。

(「2. 社会福祉の増進」に係る要望のうち、「福祉車両等整備事業」の要望については、当該都道府県共同募金会にも照会可)

J K A 公益事業振興グループ

〒102-8011

東京都千代田区六番町4番地6

〔公益振興チーム(公益の増進、非常災害の援護、地域振興)〕

電話 03(3512)1276

〔福祉振興チーム(社会福祉の増進)〕

電話 03(3512)1278

問い合わせ時間 平日の午前 9 時 3 0 分から午前 1 2 時 0 0 分まで
午後 1 時 0 0 分から午後 5 時 3 0 分まで

R i n g ! R i n g ! ホームページ <http://ringring-keirin.jp>

(5) 本財団は、補助金交付要望書の提出の後、当該要望に係る書類の審査を行うほか、必要に応じて、調査、ヒアリング等を行う。また、当該要望書を提出した者に対して参考となる書類の提出を求めることがある。

なお、「2．社会福祉の増進」に係る要望のうち、施設の整備事業（「高齢者生活運営共同住宅」（高齢者生き生きグループリビング）及び「作業所」の整備事業は除く。）の要望については、審査にあたり都道府県知事（指定都市又は中核市において実施される事業については、当該市長）の意見書を必要とする。

(6) 本財団は、上記（5）の審査の結果を踏まえ、公益事業振興補助事業審査・評価委員会で補助事業の選定について意見を聴取した上、補助事業計画を作成し、自転車競技法第 2 7 条の規定並びに小型自動車競走法第 3 1 条の規定により経済産業大臣の認可を得た後、当該要望書を提出した者に対し、結果を連絡する。

別表 1 (重点事業)

(1) 児童虐待防止に資する施設	
	児童養護施設
	地域小規模児童養護施設 (1)
	情緒障害児短期治療施設
	情緒障害児短期治療施設付属学習施設 (2)
	児童自立支援施設
(2) 障害者の地域活動のための施設	
	障害者地域活動拠点施設 (3)
(3) 身体障害者補助犬の普及のための施設	
	盲導犬繁殖施設
	盲導犬訓練施設
	盲導犬ケア施設
	聴導犬普及に係る施設
	介助犬普及に係る施設

(1) 本体施設と一体的に利用する場合に限る。

(2) 教員により学校教育を行う施設に限る。

(3) 基本的仕様は、別に定める「障害者地域活動拠点施設の概要」による。

別表 2 (一般事業)

(1) 児童福祉施設	
	母子生活支援施設
	児童厚生施設
	知的障害児施設
	知的障害児通園施設
	難聴幼児通園施設
	盲・ろうあ児施設
	肢体不自由児施設 (入院治療部門)
	肢体不自由児施設 (通院治療部門)
	肢体不自由児通園施設
	重症心身障害児施設
	重症心身障害児通園施設 A 型
	自閉症児施設
	児童家庭支援センター
	ショートステイ施設
	児童自立援助ホーム
	自立訓練棟
(2) 高齢者の健やかな地域生活のための施設	
	高齢者生活共同運営住宅 (高齢者生き生きグループリビング)(1)
(3) 障害者のための施設	
	障害者ケアホーム
	障害者グループホーム
	障害者福祉ホーム
	作業所 (2)

(4) 生活保護施設	
	救護施設
	更生施設
	医療保護施設
	授産施設
	宿所提供施設
(5) その他の施設	
	母子休養ホーム
	婦人保護施設
	社会事業授産施設
(6) 福祉車両	
	訪問入浴車
	移送車
	移送車
	移送車
	移送車

(1) 基本的仕様は、別に定める「高齢者生活共同運営住宅（高齢者生き生きグループリビング）の概要」による。

(2) 生活介護事業を行う施設、就労移行支援事業を行う施設及び就労継続支援事業を行う施設を除く。

補助の基準

目次

項 目	ページ	表番号
1 . 公益の増進	1	
(1) 施設の整備事業	1	表 1
(2) 基礎的研究用機器の整備事業	2	表 2
(3) 検診車及び母子保健指導車の整備事業	2	表 3
(4) 事業費	2	
2 . 社会福祉の増進	3	
(1) 施設の整備事業・機器の整備事業	3	
重点事業	3	表 4 - 1
一般事業	4	表 4 - 2
(2) 福祉車両整備事業	8	表 5
(3) 事業費	9	
3 . 非常災害の援護等	1 0	
(1) 臨時福祉施設の整備・運営事業	1 0	表 6
(2) 臨時福祉活動事業	1 0	
(3) 緊急医療活動事業	1 0	
4 . 地域振興	1 0	
5 . 施設の整備事業の単価等基準	1 1	
(1) 建築基準単価	1 1	表 7
(2) 付帯設備費	1 2	表 8
6 . 事業費の経費の基準	1 3	表 9

1. 公益の増進

(1) 施設の整備事業

施設の整備に係る基準面積と初度調弁費は以下によるものとし、建築の単価等基準については、「5. 施設の整備事業の単価等基準」(P. 11)による。

表 1

施設別	基準面積 (㎡)	初度調弁費 (千円)	補助対象部門
更生保護施設	1名当たり 27.7 (ただし、収容定員が23名以下の施設の整備を行う場合には、20名を限度として算出し、1名当たり 5.5を加算) 個室整備については1室当たり 2.9を加算 JKAが必要と認めた定員	1名当たり 129	更生保護に必要と認められる部門
	被保護者の集団処遇のための専用の集会室を設ける場合 1名当たり 4		
	上記集会室を、被保護者の処遇のために地域住民を活用する地域交流室として使用する 場合(上記に加えて) 1名当たり 1		
更生保護施設職員宿舎	入居対象者は、更生保護施設に勤務する職員とする。 1名当たり 19 1世帯 47 入居対象者数は、施設収容定員20人以下は4人、21人以上は10人(10人未満は10人として取り扱う)増すごとに1人加算	初度調弁は補助の対象としない	
犯罪被害者等の一時保護施設	1施設 500	1名当たり 129	
	一時保護施設への引越し費用	JKAが必要と認めた額	
その他の施設	JKAが必要と認めた面積	JKAが必要と認めた額	

更生保護施設の職員宿舎の整備

緊急に建築することが必要と認められる場合に限るものとする。

犯罪被害者等の一時保護施設

基本的仕様は「犯罪被害者等一時保護施設の概要」を参照のこと。

(住居概要)

- ・ 単身者用の個室及び2人以上の世帯についての居室を併せて整備すること。
- ・ 会議室(多目的室)については十分な広さを設けること。
- ・ 管理人室については必ず設置し、施設整備後は管理人が常駐すること。

(2) 基礎的研究用機器の整備事業

基礎的研究に係る機器の種類と基準単価は以下によるものとする。

表 2

種類別		基準単価（千円）
基礎的研究用機器	X線コンピュータ断層撮影装置（CT）	36,700
	X線テレビ装置	30,200
	胸部X線撮影装置	6,600
	乳房用X線撮影装置	10,200
	生化学自動分析装置	21,000
	自動血球計数装置	12,600
	超音波診断装置（腹部）	6,000

(3) 検診車及び母子保健指導車の整備事業

検診車整備事業

検診車の種類と基準単価は以下によるものとする。

表 3

種類別		基準単価（千円）	備考
検診車	胃胸部併用X線テレビ検診車	44,100	生活習慣病又は職業病の検診を目的とするものであること
	胃部X線テレビ検診車	40,950	
	胸部X線テレビ検診車（高圧）	21,000	
	婦人検診車	23,100	乳房用X線撮影装置を搭載したものであること
	循環器検診車	16,800	上記検診の補完を目的とするものであること

母子保健指導車整備事業

原則として1,000ccクラスの車両とする。

(4) 事業費

経費の基準については「6.事業費の経費の基準」(P.13)によるものとする。

2. 社会福祉の増進

(1) 施設の整備事業・機器の整備事業

施設の整備に係る基準面積と初度調弁費並びに機器の整備基準は以下によるものとし、建築の単価等基準については、「5. 施設の整備事業の単価等基準」(P. 11による。)

施設の整備事業又は機器の整備事業は、事業費総額が3,000千円以上の事業を対象とする。

表4-2に掲げる一般事業の施設の整備事業については、新築、改築又は増改築は補助限度額を1事業あたり50,000千円とし、改修の場合は補助限度額を20,000千円とする。ただし、同表中(3)障害者のための施設のうち作業所については、補助限度額を1事業あたり24,000千円とする。

表4-1

重点事業の施設及び機器

施設別	施設		機器		
	基準面積(m ²)	初度調弁費(千円)	リ	授	医
(1) 児童虐待防止に資する施設					
児童養護施設	1名当たり	25.9	1名当たり	129	
	心理療法室を整備する場合 1施設	150を加算	子育て支援ショートステイ居室を整備する場合 1名当たり	112を加算	
	子育て支援ショートステイ居室を整備する場合 1名当たり	11.38を加算			
	親子生活訓練室を整備する場合 1施設	29.8を加算			
	乳幼児健康支援一時預かり保育室を整備する場合 1名当たり	7.2を加算			
地域子育て支援スペースを整備する場合 1施設	80.3を加算				
地域小規模児童養護施設	1名当たり	25.9	1名当たり	129	
			本体施設とのネットワークのための映像情報関係機器を整備する場合	500を加算	
情緒障害児短期治療施設	1名当たり	30.7	1名当たり	129	
	心理療法室を整備する場合 1施設	230を加算			
情緒障害児短期治療施設附属学習施設	JKAが必要と認めた面積		1名当たり	129	
児童自立支援施設	1名当たり	36.8	1名当たり	129	
	通所部門を整備する場合 1名当たり	14.6を加算	通所部門を整備する場合 1名当たり	108を加算	
(2) 障害者の地域活動のための施設					
障害者地域活動拠点施設	1施設	300	1施設	1,000	

施設別	施設		機器		
	基準面積(m ²)	初度調弁費(千円)	リ	授	医
(3) 身体障害者補助犬の普及のための施設					
盲導犬繁殖施設	J K A が必要と認めた面積	J K A が必要と認めた額			J K A 必要と認めた機器
盲導犬訓練施設					
盲導犬ケア施設					
聴導犬普及に係る施設					
介助犬普及に係る施設					

表 4 - 2

一般事業の施設及び機器

施設別	施設		機器		
	基準面積(m ²)	初度調弁費(千円)	リ	授	医
(1) 児童福祉施設					
母子生活支援施設	1世帯	60.4	1世帯	129	
	子育て支援拠点型居室を整備する場合	1世帯当たり 37.92を加算	子育て支援拠点型居室を整備する場合	1世帯当たり 112を加算	
	乳幼児健康支援一時預かり保育室を整備する場合	1名当たり 7.2を加算	母子家庭等子育て支援室を整備する場合	1世帯当たり 44を加算	
	母子家庭等子育て支援室を整備する場合	1世帯当たり 9.4を加算			
児童厚生施設	J K A が必要と認めた面積		J K A が必要と認めた額		
知的障害児施設	1名当たり	23.8	1名当たり	129	
	強度行動障害特別処遇事業のための居室等を整備する場合	1施設 100を加算			
知的障害児通園施設	1名当たり 13.9		1名当たり 109		
難聴幼児通園施設	1名当たり 8.9		1名当たり 109		
盲・ろうあ児施設	1名当たり 23.9		1名当たり 129		
肢体不自由児施設 (入院治療部門)	100人以下の場合	1名当たり 39.7	1名当たり	129	
	101人以上の場合 1人増すごとに	1名当たり 19.7			
肢体不自由児施設 (通院治療部門)	1名当たり 14.6		1名当たり 109		
肢体不自由児通園施設	1名当たり 14.6		1名当たり 109		

施設別	施設				機器		
	基準面積 (m ²)		初度調弁費 (千円)		リ	授	医
重症心身障害児施設	100人以下の場合	1名当たり	39.7	1名当たり	129		
	101人以上の場合 1人増すごとに	1名当たり	19.7				
重症心身障害児通園施設 A型	1名当たり		14.6	1名当たり	108		
自閉症児施設	1名当たり	第1種	27.9	1名当たり	129		
		第2種	24.4				
		強度行動障害特別処遇 事業のための居室を整 備する場合(第2種)	1施設 100 を加算				
児童家庭支援センター	1施設		84.4				
ショートステイ施設	1名当たり		11	1名当たり	118		
児童自立援助ホーム	1名当たり		23.3	1名当たり	129		
自立訓練棟	J K A が認めた面積			J K A が必要と認めた額			

(2) 高齢者の健やかな地域生活のための施設

高齢者生活共同運営住宅 (高齢者生き生きグループリビング)	J K A が必要と認めた面積		J K A が必要と認めた額				
----------------------------------	-----------------	--	----------------	--	--	--	--

(3) 障害者のための施設

障害者ケアホーム	1名当たり		23.3	1名当たり	129		
障害者グループホーム	1名当たり		23.3	1名当たり	129		
障害者福祉ホーム	1名当たり		39.7	1名当たり	129		
作業所	J K A が認めた面積			J K A が必要と認めた額			

(4) 生活保護施設

救護施設	1名当たり		30.3	1名当たり	129		
	個室整備については	1室当たり	2.9 を加算				
更生施設	1名当たり		30.3	1名当たり	129		
	個室整備については	1室当たり	2.9 を加算				
医療保護施設	J K A が必要と認めた面積			J K A が必要と認めた額			
授産施設	1名当たり		14.6	1名当たり	129		
宿所提供施設	1名当たり		11.9	1名当たり	129		

(5) その他の施設

母子休養ホーム	1施設	665	1施設	1,429			
婦人保護施設	1名当たり	35.4	1名当たり	129			
社会事業授産施設	1名当たり	14.6	1名当たり	129			

注1 「高齢者生活共同運営住宅（高齢者生き生きグループリビング）」について

基本的仕様は、「高齢者生活共同運営住宅（高齢者生き生きグループリビング）の概要」を参照のこと。

(1) 定義

一人暮らしで生活に不安や不便を抱える高齢者が、比較的低廉な料金で、地域でお互いの自主性を尊重した共同生活を営むことにより、生涯自己実現を図りつつ健やかに老いることを目的とする、小規模在宅型共同住宅

(2) 施設仕様

入居者の個室面積25㎡（トイレ、洗面台、ミニキッチン、クローゼット）

共用部分は、1人平均20㎡（食堂、キッチン、浴室、共通トイレ、アトリエ、ゲストルーム等）

バリアフリー仕様

防火構造、防災機器（社会福祉施設に要求される安全基準をクリアする構造、機器類）

注2 「障害者地域活動拠点施設」について。

基本仕様は、「障害者地域活動拠点施設の概要」を参照のこと。

(1) 定義

障害者自立支援法の「地域活動支援センター」（ 、 又は 型）に、障害者が自主的な地域活動を行うための拠点となる機能を付加した施設とする。

(2) 施設仕様

「地域活動支援センター」（ 、 又は 型）の機能に必要な十分な施設であること。

に加えて、障害者が自ら行う自主的な地域活動に必要な施設であること。

(3) 補助金交付要望を行うにあたって、当該「障害者地域活動拠点施設」で、「障害者が自ら行う地域活動」の内容について、具体的に提案すること。

注3 既存建物（全部又は一部）を借受けて、「高齢者生活共同運営住宅（高齢者生き生きグループリビング）」、「障害者ケアホーム」、「障害者グループホーム」又は「児童自立援助ホーム」を整備する、若しくは「地域住民が主体となって行う子育てサポート事業」を実施するためのスペースを整備するために必要な経費は、改修に係る経費のほか、初度調弁に係る経費、当該建物の平成22年度分の賃貸に係る経費（賃貸終了後に返還することが約される敷金等は除く。）も補助の対象とし、賃貸に係る経費については、JK Aが必要と認めた額とする。

注4 法人所有の建物の全部又は一部を使用して、「地域住民が主体となって行う子育てサポート事業」を実施するためのスペースを整備するために必要な経費は、改修に係る経費のほか、初度調弁に係る経費とする。

注5 「障害者ケアホーム」、「障害者グループホーム」又は「児童自立援助ホーム」を買い取りにより整備する場合の基準については、JK Aが必要と認めた額とする。

注6 作業所については新築の場合に限り、増改築の場合は認めない。

注7 「機器」欄の「リ」はリハビリ用設備、「授」は授産用設備、「医」は医療用設備を表し、その設備を整備する場合の基準については、JK Aが必要と認めた額とする。障害者自立支援法上の障害サービスを提供する施設の機器の整備事業については、その施設の目的を達成するに必要なリハビリ機器、授産機器及び医療機器を対象とし、整備する場合の基準については、JK Aが必要と認めた額とする。

注8 初度調弁は、新築、全面改築又は定員増を伴う増築の場合に限る（但し、注3、4の場合を除く。）ものとし、単価50千円以上のものを対象とする。

なお、施設等の快適性、利便性の向上に顕著な効果があり、かつ先駆的な機能を有する社会福祉機器を購入する場合は、表に掲げる初度調弁費のほか、JK Aが必要と認めた額を加算できる。

(2) 福祉車両整備事業

福祉車両の種類及び基準単価は次によるものとする。

表 5

種 類	特別装備	排気量クラス(cc)	基準単価(千円)
訪 問 入 浴 車	入浴サービス設備	660 以下 (軽)	3,900
		661 ~ 2000	4,300
移 送 車	「助手席リフトアップ」 又は「セカンドシートリフトアップ」のいずれかの装備	660 以下 (軽)	1,200
		661 ~ 1500	1,400
		1501 ~ 2000	2,000
		2001 ~ 3000	2,700
移 送 車	車いす仕様 (スロープ式)	660 以下 (軽)	1,500
		661 ~ 1500	1,800
		1501 ~ 2000	2,500
		2001 ~ 3000	3,300
移 送 車	車いす仕様 (リフト式)	660 以下 (軽)	1,500
		661 ~ 1500	1,600
		1501 ~ 2000	2,300
		2001 ~ 3000	3,000
移 送 車	特別装備の有無を問わない	1501 ~ 2000	1,700
		2001 ~ 3000	2,300

(ア) 訪問入浴車

訪問先で入浴サービスを行うため、特別装備として「入浴サービス設備」を有する車両とする。

(イ) 移送車

現に法定の社会福祉施設を有する法人が、当該施設の入所者、施設利用者の無償の輸送のために使用する車両とし、特別装備として、「助手席リフトアップ」又は「セカンドシートリフトアップ」、「車いす仕様(スロープ式)」、「車いす仕様(リフト式)」のいずれかを有する車両とする。

・助手席リフトアップ

助手席が車両の外側に回転し、低い位置まで下がる特別装備

・セカンドシートリフトアップ

セカンドシート(前方から2列目の座席)が車両の外側に回転し、低い位置まで下がる特別装備

・車いす仕様(スロープ式)

車両に装備したスロープにより、車いすに座ったまま乗り降りできる特別装備

・車いす仕様(リフト式)

車両に装備したリフトにより、車いすに座ったまま乗り降りできる特別装備

(ウ) 移送車

・現に表4-1の(2)、表4-2の(3)に掲げる施設又は障害者自立支援法上の障害サービスを提供する施設を有する法人が、当該施設の入所者、施設利用者の無償の輸送のために使用する車両とする。(特別装備の有無は問わない。)

・「身体障害者補助犬の普及のための施設」を有する法人が、当該施設の利用者、身体障害者補助犬の無償の輸送のために使用する車両とする。(特別装備の有無は問わない。)

【補助対象車両の条件】

新車のみを対象とする。

道路交通法で「普通自動車」に分類される車両のみを対象とする。

訪問入浴車は排気量 2000cc 以下の車両、移送車 ・ ・ は排気量 3000cc 以下の車両、移送車 は、排気量 1501cc 以上、3000cc 以下の車両を対象とする。

移送車 、 、 は、身体障害者対応車両とし、税金（「取得税」、「消費税」等）が減免対象となっている車両とする。

移送車 は、乗車定員が7名以上の車両とする。

ただし、「身体障害者補助犬の普及のための施設」で、施設利用者とともに、身体障害者補助犬を輸送する場合は、この限りではない。

マニュアル車は補助の対象としない。

道路運送法で事業用車両となる場合は、補助の対象としない。

注1) 補助車両には、JKAが指定した「補助標識」を、指定された方法で表示しなければならない。

注2) 「基準単価」は、車両本体経費（特別装備がある場合はその経費も含む）に、JKA指定の「補助標識」の表示に係る経費を合わせた金額で、各排気量クラスにおいて、「当該事業に必要であると認められる額」の上限を示すものである。

注3) 自動車登録諸経費（自動車税、重量税、取得税、保険料、登録代行料、納車経費及びこれに係る消費税等）は補助の対象としない。

注4) 車両本体経費以外のオプション装備の経費は補助の対象としない。

(3) 事業費

経費の基準については「6. 事業費の経費の基準」(P. 13)によるものとする。

3 . 非常災害の援護等

(1) 臨時福祉施設の整備・運営事業

対象とする施設と基準面積、初度調弁費、基準単価は以下によるものとする。

表 6

施設別	基準面積 (㎡)	初度調弁費 (千円)	備考
臨時保育所	1施設 165以内	1施設 1,680	構造は、プレハブ造を原則とする 新築する場合の建築基準単価は、1㎡当たり64千円を限度とする 初度運営費は、1施設当たり840千円を限度とする レンタルの場合は、JKAが必要と認められた額とする
臨時乳児院			
臨時浴場			
臨時診療所			
その他臨時福祉活動に利用される施設(簡易トイレ、給水設備等も含む)			

(2) 臨時福祉活動事業

1 災害における1活動事業費は、2,100千円を限度とし、単価については「6. 事業費の経費の基準」(P.13)によるものとする。

(3) 緊急医療活動事業

JKAが必要と認められた額とする。

4 . 地域振興

原則として、事業費総額が3,000千円以上30,000千円以下の事業を対象とする。

単価については「6. 事業費の経費の基準」(P.13)によるものとする。

5 . 施設の整備事業の単価等基準

(1) 建築基準単価

平成22年度公益事業振興補助事業における施設の整備事業の建築基準単価は、原則として次のとおりとする。(消費税相当額を含む。)

表7

建築基準単価	建築物の主要構造部の構造区分	1㎡当たりの基準単価(千円)
	鉄筋・鉄骨鉄筋コンクリート造	168
	鉄骨造	153
	木造	140

注1 建築物の主要構造部の構造は、建築基準法施行令による。

注2 実際の単価が上表より低い場合は、その実際の単価による。

注3 基準単価には次の費用を含む。

電気設備、給排水衛生設備、ガス設備、浄化槽設備、火災報知機設備、消火栓設備、非常通報装置設備、リフト(乗用以外)設備の工事の各々に要する費用並びに設計監理費

注4 既存施設の改修の場合は、上表の基準単価の1/2(千円未満切捨て)の金額を限度とする。(実際の単価がこれより低い場合は、その実際の単価による。)

ただし、「(2)付帯設備のア.暖冷房設備費」の算定については、上表の基準単価とする。(実際の単価がこれより低い場合は、その実際の単価による。)

(2) 付帯設備費

施設の整備事業の際に下記付帯設備を併せて整備する場合は、それぞれの補助基準以内において必要と認められる額を建築費に加算することができる。

表 8

付帯設備の別	補助基準	備考
ア 暖冷房設備費 (ア) 暖房設備のみの場合 (イ) 冷房設備のみの場合 (ウ) 暖冷房設備併設の場合	建築基準単価の 9% " 11% " 13%	床暖房については、床暖房単独若しくは暖房、冷暖房と併せて設置する場合は建築基準単価の13%までを限度とする。
イ エレベーター設備費	1基につき 10,000千円 小型(積載200kg/3人乗)の場合1基につき 2,000千円	人員用エレベーター 2階建以上の入所施設及びその他JKAが必要と認めた施設
ウ 合併処理槽設備費	JIS算定対象人員 1人当たり 140千円	・左記金額には処理槽本体、標準工事費を含む ・処理排水 BOD・20ppm ・1施設当たり10,000千円を限度とする
エ スプリンクラー設備費	1㎡当たりの基準単価 14,200円 1㎡当たりの基準単価 (水道直結型スプリンクラー設備の場合) 6,000円	設置面積に対して。
オ 介護用リフト	JKAが必要と認めた額	
カ 特殊浴槽	JKAが必要と認めた額	

6 . 事業費の経費の基準

平成22年度公益事業振興補助事業における施設の整備事業、機器の整備事業又は車両の整備事業以外の事業については、以下の基準によるものとする

表 9

経費の区分	経費の種類	対象経費	限度額	備考	
旅 費	国内旅費	運賃、日当、宿泊料	JKAが必要と認められた額	特別車両料金は認めない 同一日、同一人の「日当」と「謝金」との重複は認めない	
	交通費	委員会等に出席するための交通費	1回につき 1,000円	運賃は算出基礎が証明できるもののみ対象とする タクシー代は原則対象としない	
手 当	委員手当	委員会等の委員長 委員会等の委員	1回につき 10,000円 9,000円	委員として学識者又はこれに準ずると認められるものを委嘱した場合	
謝 金	指導員等謝金	専門的な業務等に従事させるための謝金	1日当たり 9,000円	指導員等として学識者又はこれに準ずる者を依頼した場合	同一日、同一人の「日当」との重複は認めない。同一日、同一人に係る旅費、謝金の一覧を提出すること
	講 師		1日当たり 50,000円 1時間につき 15,000円	講師として講習会、セミナー等に学識者又はこれに準ずると認められる者を依頼した場合	
会 議 費	会 議 費	茶菓代	1日1名当たり 500円	会議準備のための事前打ち合わせでの茶菓代は対象としない	
原 稿 料	原 稿 料		400字詰原稿用紙1枚につき 2,500円		
臨時備役費	臨時備役費	日当	1日1名当たり 6,000円 半日1名当たり 3,500円	交通費を含む	
ビデオ製作費	ビデオ製作費	ビデオ・DVD・CD-ROM製作費	3,000千円		
借 上 料	会場借上料 車両借上料 機械等借上料	講習会、セミナーその他の行事のためにその期間中一時的に借上げるための経費（長期借上は除く）	JKAが必要と認められた額		
会 場 費	会場設営費 看板代等		JKAが必要と認められた額	「看板代等」は、競輪・オートレースの補助事業であることを示すものに限る	
そ の 他	印刷費 図書費 資料購入費 翻訳費 その他	上記以外の必要な経費	JKAが必要と認められた額		